

第十五章 三浦郡

一、被害状況及應急措置

三浦郡は、震災地として、被害激甚なる部に屬せり。殊に、地勢山地に富み、丘陵起伏せる故、到る處崖崩れを伴ひ人家の埋没破損尠からざりき。幸にして、火災は、浦賀町の一部、葉山村返子町村の數戸に止り、焼失戸數も割合に少數なりし。海嘯の被害も、鎌倉方面に比べて其程度輕微なりしも、全潰半潰の被害家屋は頗る多數にして、其損害も亦大なりき。激震の當初、海嘯の襲來は、海岸方面の人達を恐怖せしめ、其被害も甚大なるべく豫想せられしが、幸ひ、地震と同時に著しい減退を見たりし海潮も、その反動は一時の小さき海嘯に止り、其後に震災前に比し、干潮面を増したること頗る多く、郡内各所潮位三・四尺を減じたる程、土地は隆起したる事を發見せり、恐らく、之がため海嘯の襲來も小さくして濟みしならん。然し、陸地に於ては、其地勢の變化に伴ひ、井水を滅し、山野を崩壊し、かくて全半潰戸數を激増せしめたるが如し。今、それら被害調を各町村別に表示すれば次の如し。

町村名	建		物		土地		其ノ他損 害見積額	合計額
	全燒	全潰	損害見積額	崩潰流失	損害見積額			
田浦町	戸	戸	円	反	円	円	円	
浦賀町	戸	戸	円	反	円	円	円	
久里濱村	戸	戸	円	反	円	円	円	
衣笠村	戸	戸	円	反	円	円	円	
	戸	戸	円	反	円	円	円	

町村名	區分	道路ノ決潰ニ依ル復舊工費			破壊ニ依ル橋梁修繕費		合計
		木造	石造	鐵筋混凝土	木造	石造	
田浦町		九八、五〇〇	三、五〇〇				一〇五、〇〇〇
浦賀町		一〇〇、〇〇〇	七〇〇				一〇一、〇〇〇
久里濱村							
衣笠村		九〇〇					九〇〇

合 計	西浦村	武山村	長井村	初聲村	三崎町	南下浦村	北下浦村	返子町	葉山村
一三九戸								四	四
四、〇〇七戸	一四二	一〇三	一二四	一三八	三三四	一六〇	一六七	九八八	一七〇
九三戸						三		九〇	
四九戸							一		
五、五一八戸	三三四	四七	九一	二八五	四〇八	三三八	一四七	八八七	二四一
三戸						三			
一〇、七九九、八〇〇円	三六〇、〇〇〇	二八、五〇〇	三三九、七〇〇	五〇四、八〇〇	一、三三三、五〇〇	五二九、一〇〇	五五〇、二〇〇	一、〇二九、〇〇〇	四九三、四〇〇
四五〇反	七〇	一〇〇	五	一〇	一一〇	七	二	三〇	九〇
五一四八、八四五円	三四、二五〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	六、六〇〇	三、六〇〇	三〇〇	三、六〇〇	一三、五〇〇
六〇、〇一四、六九三円	四三、一五九	六四、九〇〇	四四、三〇〇	二七、五〇〇	六七、五〇〇	五五、〇二〇	一九、〇五〇	五二、〇三五	一一四、六〇〇
一六、九六三、三三九円	四三七、四〇八	二九三、四〇〇	三八五、〇〇〇	五三六、三〇〇	一、三〇七、六二〇	五八七、七二〇	六六九、五五〇	一、〇八四、六三五	六二一、五〇〇

計	葉山村	返子町	北下浦村	南下浦村	三崎町	初聲村	長井村	武山村	西浦村
二二七、七〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一、一〇〇	五、〇〇〇	—	二、一〇〇	三、〇〇〇	二、五〇〇
一六、五〇〇	一、〇〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	一〇〇	—	一五〇	二、一〇〇	—	二、五〇〇
七、〇五〇	—	八〇〇	—	一〇〇	一、五〇〇	四、五〇〇	—	—	—
九、七三〇	五〇〇	二、二〇〇	—	—	—	七、〇〇〇	—	—	—
二五二、〇〇〇	一、五〇〇	九、八〇〇	四、〇〇〇	一、五〇〇	六、五〇〇	七、六〇〇	四、一〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇

表示の如く、家屋の全焼百三十九戸、全潰四千三十七戸、全流失九十三戸、全埋没四十九戸、半潰五千五百十八戸半流失三戸、此損害見積積額一千七十九萬九千八百圓、土地の崩潰四十五町步、流失五段步、此損害見積積額十四萬八千八百四十五圓、其他の損害見積積額六百一萬四千六百九十三圓、以上合計額千六百九十六萬三千三百三十八圓の損害が計上さる。尙、決潰に因る道路の復舊工費二十一萬七千圓、橋梁破壊の爲其修繕に要する工費二萬三千三百三十圓、合計二十五萬一千三十圓、總計千七百二十一萬四千三百六十八圓の多額を算す。

罹災人口は、死者五百四十七人、傷者二千八百四十八人、行方不明四十一、合計三千四百三十六人を算し、縣中第二位の實數を示せり。死傷行方不明以外の罹災者三萬八千三百三十四人に對するパーセンテージは、縣中第十位に過

ぎず、家畜の被害に至つては、郡下を通じて、死牛三、死馬六、死豚十二、其損害見積額二千四百圓に過ぎざれど、包括する市町村に全滅の状態にあるもの多く、それらの救護には意外の苦心を要したり。殊に、交通の便絶え、食糧就中米穀の缺乏甚だしく豫想せられしにより、各町村に吏員を急派し、米麥其他代用食の考查を爲し、食糧の持續期間の調査は供給の一日も忽にすべからざるの状況にありしを以て、直に海軍に交渉し、九月四日、軍需部より、第一回の米の配給を受け、之を郡内にて最も窮乏を告ぐる田浦町、浦賀町、逗子町等に配給せり。爾後引續き、海軍より米穀軍用パンの供給を仰ぎ、尙縣よりも外米二千五百袋の配給を得て、食糧の緩和を計れり。副食物に就きては、海軍より、多數罐詰の配給を受けつゝある間に、各地よりの漬物、罐詰、乾物類等、多數の寄贈品、慰問品を積みし軍艦商船等到着せしを以て、郡は、之が引取に全力を盡し、或は吏員を派して艦船に便乗せしめ、或は汽船發動機船をして横濱等に航行せしめ、又は人夫を督勵し、馬車を指揮して、其搬入若くは配給の敏速を計り、全員同起同臥、公平に罹災者等の需要を充すことに努めたり。

當時、郡衙は幸に倒潰を免れ、廳員中一人の死傷者をも生ぜざりしも、廳舎所在地横須賀市内には倒潰家屋頗る多く、大震後直ちに廳舎附近よりも出火したるに付、廳員の一同、防火と書類の搬出とに努めたるも風向宜敷かりしを以て幸ひに又類焼の厄を免れ午後五時頃鎮火せり。當日市内數ヶ所に火災起り混亂其の極に達即せり。ち、郡は敷地内に天幕張事務所を假設し、一般配給に日夜執務し、時々町村長及主任者を招集して打合をなし、殊に海軍とは特別の連絡を取りて、救護事務の歩調を共にし、勵精一番其衝に當れり。家屋等全潰半潰の應急施設として需要の切なる亞鉛板に就いても、先づ、海軍に交渉の上、平板一萬枚の分譲を受け、又、縣よりも鐵板五千四百枚の配給ありしを以て、取敢へず官公署の應急用として各町村に配付し、越えて十月七日、吏員を大阪市に派し、亞鉛板、鐵板五百四十枚、所要釘百五十拾樽を、各町村の申込に應じて共同購入方を斡旋し、之が運搬をも海軍に依頼し、軍艦河内を以て

決行して配分を終れり。尙、其後の所要分は、大阪より亞鉛板商の出張を求め、横須賀市に於て引渡すやう購入を幹旋せしが、これら鐵板、亞鉛板等の使用上の必需品であるコルタルも、需要多きにより、横須賀市若松町所在東京電氣横須賀出張所に交渉の結果、一罐（一斗入）一圓の特價を以て、六百四十罐を購入し、各町村の希望に應じて配給したり。次で又、諸種工作物被害復舊用のセメントも、配給幹旋の必要を認めしにより、三崎築港事務所について貸下方を申請し、約三千袋の貸下許可を得て、各町村に配給し、希望者をして使用せしめたり。

衛生材料は、應急用として、各藥種店の所持品を買收し、又は、縣に申請の結果、相當の配給ありき。かつ、各地よりの寄贈品慰問品中、繻帶材料、諸種の藥品等ありしを以て、之を各町村の急を告ぐる個所に配分して、應急の要に供したり。

被服材料に就ては、本郡中火災ありたる町村は、浦賀、返子兩町の一部と葉山村の一部に過ぎず、海嘯も、返子町及南下浦村の一部に止り、其被害全焼戸數九十四、全流失三十六、其他全埋没數十戸に過ぎざりしに、海軍並に縣より、毛布の配給あり、各地よりも亦衣類の寄贈ありて、之が供給は、全焼、全流失、全埋没世帯のみならず、全潰世帯二千八百七十三戸に及ぼせしも猶餘裕ありたるを以て、殘部は、罹災者中貧困者に配給せしむるやう町村に配當し需要に對しては、大に緩和することを得たり。

然るに、其後、震災救護事務局より、織物、蒲團材料の配給あり、海軍よりも重ねて毛布の拂下ありたるにより、被服材料供給に關しては、何等の不足をも告げざるに至りき。

當時町村としての活動は、大体郡役所の例に準じ、先づ以て住民の救護、殊に傷病者の治療、死体の發掘、倒潰家屋の取片付及引起し、假小屋建築等の爲め、消防組、在郷軍人分會、及青年團員を指導して、一致團結活動せしめ、避難所を設け、或は治療所を設置し、遺憾なきに努めたり。特に、大震直後一般交通機關破壊せられ、道路は崩壞、

或は崖崩の爲埋没し、徒歩頗る困難を極め、行手の不安圖り知るを得ざるものあり、且つ、餘震頻々として至り、横須賀市内は火災各所に起り、郡役所附近に於ても烈風に炎々たる火焰の盛に上りつゝあり、人心恟々たるの時に於て負傷者の救療に關する用務を以て、急遽郡役所へ吏員を特派し、打合を遂げしめたるなき、住民救護の爲め眞に犠牲的精神を以て活動したるものある等、特筆すべきものあり。

二、産業及山林方面の被害狀況

(1) 商工業方面 郡内に於ける商工地としては、浦賀町を第一とし、田浦町、三崎町之に次ぎ、其他は殆んど農業及水産業を以て主たる生業と爲せり。震災に因る商工上の損失も、亦殆んど上述の各地に限られたるが如し。

郡内最大の工場である三崎町浦賀船渠株式會社工場は、震災及び之に伴ふ火災の爲め、過半潰滅に歸し、其總損害額二百八萬五百圓に注せらる。其他の三崎鐵工所(三崎町)の四萬圓を筆頭に、小工場も亦相應被害を蒙れるも、特記するに足るものなし。

商業に就ては、或は營業用建造物店舗の倒潰破損の爲め、或は貯藏商品の廢棄に歸せし爲め、甚大の損失を招きしものあり。のみならず、震災の爲め運輸機關の圓滑を缺きしこゝ、資金の融通に困難を感じたこと等の事情は、相俟つて商工業の復舊上に大障害を來したり。

(2) 農業方面に及ぼせし被害に就ては、(一)海嘯に依り、田畑に海水浸入したる結果、農作物の滅絶せしもの、(二)地震の爲め地盤に變化を生じ、或は水田隆起したるため、或は陥没したるため、水田として用を爲ざるに至りしもの。(三)山林の崩壞により、山林の被害を受くると共に、崩壞土砂の爲め田畑の埋没せしもの。(四)地震の震動が、直接、農作物、特に米作に對して、苗根等を毀損せしたため、收穫の減少を見たるもの。(之に關しては、地

震後、田畑の手入を怠りし等の理由も附加せられ居るものご認めらる。(五)畦畔の崩壊は、田畑の用を害した上、灌漑に不便を來し、又、河流の接続したる箇所にては、耕地に水害を被りしもの。(六)農業上、建造物の倒潰によりて被りし損失極めて莫大なりしこと。殊に、堆肥舎は郡内に倒壊せしもの極めて多く、肥料供給上困難を來したり。(其田畑廢滅の調査は次の如し。)なほ、横濱、横須賀市に販賣せる蔬菜等の販路皆無となり、爲に其損害を併發するに至れり。

一、田 畑 廢 滅 調

町村名	種 別	田		畑		山 林	
		反 別	損 害 見 込	反 別	同 上 損 害 見 込	反 別	同 上 損 害 見 込
田 浦 町		五、〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五、五〇	五、五〇、〇〇〇	三〇、〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
浦 賀 町		五、〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五、〇〇	七、五〇、〇〇〇	一〇、〇〇	八〇〇、〇〇〇
久 里 濱 村							
衣 笠 村							
葉 山 村							
返 子 町		一、〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
北 下 浦 村		一、一〇	三〇〇、〇〇〇	一、〇〇	三〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
南 下 浦 村		五、〇〇	一、五〇〇、〇〇〇			一〇、〇〇	八〇〇、〇〇〇
三 崎 町		一、二、一〇	三、六〇〇、〇〇〇	九、四三	一、四一三、〇〇〇	三三、三三	一、〇〇〇、〇〇〇

計	西浦村	武山村	長井村	初聲村
四、四〇〇	一〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一一、七五〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	三〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
四三、三三三	一三、〇〇〇	—	五、〇〇〇	三、〇〇〇
四、七五六、〇〇〇	一、五、〇〇〇	—	七、〇〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇
二、三、三三三	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
九、〇五〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇

(3) 漁業方面 の被害、又頗る甚大にして、其損害見積總額は約六百萬圓を算す。就中、沿岸の隆起に依り、貝類及び海藻類は死滅し、或は棲息の個所を異にしたのみならず、特種の藻類の如き、全然發生を見ざるの現況なりき。之が漁業者に對する被害の激甚なりし事はいふを俟たず。殊に、本郡漁業の中心であり、全國有数の魚類集散地である、三崎港に於ける海底の隆起は、本港従つて本郡水産業の發達上重大の障礙を來せしを以て、三崎築港の急務を感ずると同時に、暫く遠洋漁業の獎勵等を行ひ、生産力の増加に盡力せり。

漁 船 被 害

町 村 名	喪	失	全	潰	半	潰	以上損害見込
田 浦 町							
浦 賀 町				八			一、五〇〇 円
久 里 濱 村							
衣 笠 村							

計	西浦村	武山村	長井村	初聲村	三崎町	南浦村	北浦村	逗子町	葉山村
九二	二				九	七		三	四
七三	二九		一五	一	二〇			四九	
三〇一	四六		九〇		四九	五			一〇
二〇、一五〇	九、二六〇		二、二五〇	二〇〇	四、九三〇	一、三〇〇			八〇〇

漁家全戸數調

町村名	種別	住宅	倉庫	納屋	水産製造所
田浦町	田浦町	一六五			
浦賀町	浦賀町	五〇四	一五	七	二六
久里濱村	久里濱村	四六	一〇		
衣笠村	衣笠村				

計	葉山	逗子	北浦	南浦	三崎	初聲	長井	武山	西浦
三、三九七	二八〇	一三〇	一三四	六九七	五〇四	三三	五四二	三八三	
一九二			五	六	九	三	二〇	一六	
一、八四五	一〇〇		一〇七	一、二七	三九	三〇		七五	
七八			八	七	八	一	一三	五	

猶三崎方面に次ぎては、逗子小坪方面の海嘯被害なき、漁村は漁家、漁具に相當の損害を被れり。

(4) 山林方面 元來、本郡の山林は、險峻なるもの多く、林層一般に小林多く、主として雜木の生育したるものにて、別に大なる森林たるものを見受けない状態にありき。これ、郡内に於ける陸上輸送の比較的便利なるにも依れり。一方又、近年に至り、木材の價格比較的高價なると、一面横須賀市の發展に伴ひ、之が所有者亂伐を爲す傾向ありし爲、震災の被害は、木材には僅少にして、主として崩壊に因る損害なりしが、これも、郡下を通じて約九萬圓を算するに過ぎざりき。

三、財政に及ぼせる震災の影響と其整理

大正十二年の大震災は、九月一日なりしを以て、漸く年度半に達せし時なり。故に、各町村共、其の財政状態は將に第二期村税の徴收を以て、後半年度の經理を處理せんとするの秋に當り、而も所得税附加税の如き、本月を以て何れも徴收期となせるもの、賦課令書すら發せず、且つ第一期賦課町村税の徴收整理も未だ充分ならざるものあり、爲に何れも在庫金極めて手薄にして、經常支出に係る俸給給料の支拂にも大なる支障を生じたるものあり。尙、震災直後に當る第二期町村税の多くは、十月徴收期なりしも、災後の關係上之を徴收すること能はざりしを以て、十、十一、十二月の交に及んで、町村財政の窮迫一層の極に達し、之を一時借入金に依り處置せんとするも、銀行等も平時の營業状態を持續せるにあらず、僅に國庫より一般經費に對する一時の貸付金に依り、辛ふじて支辨せるものある等、全く異狀の窮境に陥りたるもの、蓋し空前の事なるべし。

而して、當時の財政上に受けたる影響を概括せば、三浦郡十三ヶ町村の歳入總額金八十三萬九千八百五十三圓の内最初の歳入缺陷見積額は實に拾貳萬餘圓にして、之等は極力經費の節約事業の打切中止等を爲し、一面借入金を以て支辨することに努め來り、大正十三年一月に入り、町村税の第二期を徴收し得るに及んで、歳入缺陷は當初の見積程にあらざりし結果、幾分緩和を見たるも、尙、逼迫の状態は尋常にあらず、又、小學校々舎、役場、廳舎の被害に對する應急措置に要する經費の少からざるものあり、大正十二年度に於て、左記の通國庫貸付金を縣より轉貸を受け、一面町村の基本財産現金及積立金を爲し得る限り運用し、以て一時の急を補ひたり。

一般經費支辨の爲にする一時借入金	八ヶ町村	金參萬貳千圓
小學校應急施設費資金として	十一ヶ町村	金貳拾四萬五千圓
小學校以外の應急施設費資金として	九ヶ町村	金六萬貳千九百圓
小學校以外の應急施設費及復舊費一部並歳入缺陷補頭資金として	九ヶ町村	金五萬圓

大正十三年度は、各町村共財政の整理緊縮方針を採り、一般經費を節約し、以て住民災後負擔力の均衡を顧慮し、一面適當の資金を求めて復舊を圖るの計畫を進むるに努めたるも、被害極めて甚大にして、其の結果、左の通り町村基本財産及積立金の現金を運用し、經費の節約を圖りて資金を捻出するも、爾餘の不足額は到底町村自力を以て適當なる資金を得るは困難なる事情あり、之に對し、更に國庫貸付金の轉貸を受くることに決定し、夫々計畫を定め、着着復舊施設實施に當りつゝあり。

學校復舊施設に要する經費

金七十三萬八千百十五圓

右に對し國庫貸付金の轉貸を受くる額

金五十五萬六千七百圓

學校以外の復舊施設に要する經費

金三十三萬四千二百圓

右に對し國庫貸付金の轉貸を受くる額

金拾貳萬壹千圓

而して本件災害に依る道路橋梁の復舊等、土木工事に對し、其の工費の大部分を、國庫より補助金として交付せらるゝは、町村財政窮迫の折柄、復舊施設上誠に大なる幸福と謂ふを得べし。